

証券コード：3477

平成29年6月9日

株 主 各 位

横浜市港北区大倉山一丁目14番11号
フォーライフ株式会社
代表取締役社長 奥 本 健 二

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月26日（月曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 平成29年6月27日（火曜日）午前10時（受付開始9時30分） |
| 2. 場 所 | 横浜市港北区新横浜三丁目4番地
新横浜プリンスホテル 4階 尾上（おのえ）の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 第18期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 議 案 | 剰余金の処分の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎お土産のご用意はございません。あらかじめご了承のほどお願い申しあげます。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙と共に、代理権を証明する書面を会場受付にご提示ください。なお、代理人は、定款の定めにより、当社の議決権を有する他の株主様1名とさせていただきます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類の記載事項に関し、修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（<https://www.forlifeand.com>）に掲載いたします。

(添付書類)

事 業 報 告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府による経済政策や日銀の金融緩和
政策による企業業績や雇用・所得環境の改善により穏やかな回復基調が継続
し、個人消費については緩やかに持ち直しました。一方、米国大統領選や英
国のEU離脱の影響、中国を始めとする新興国経済の鈍化等もあり、先行き
不透明感が継続しました。

当社が属する住宅業界におきましては、国土交通省発表の首都圏新設工
戸数は前期比増加傾向で推移していたものの、分譲一戸建てと持家に関して
は平成28年12月頃から前期比で減少していることもあり足踏みの感があり
ますが、当社の主要な市場である神奈川県横浜市及び川崎市並びに東京都内
城南地区（東京神奈川圏）では、地価の上昇の不服感や住宅取得優遇税制、
低金利の住宅ローンが下支えとなり一次住宅取得層の需要は堅調に続くも
のと思われます。

こうした事業環境のなか、当社は、設計力・デザイン力・企画力を活かし
た企画開発戦略のもと、東京神奈川圏において、主力とします木造3階建新
築分譲住宅の供給及び個人を中心とした注文住宅の建築請負に注力すると
共に同業者の建築請負の受注に努めました。平成28年9月には東京都渋谷
区の渋谷駅近隣に3店舗目となる営業拠点を開業し、東京エリアの注文住宅
の建築請負棟数も伸ばいたしております。

このような結果、当事業年度は増収増益となり、売上高は7,024,818千円
（前期比37.0%増）、営業利益は576,431千円（同53.8%増）、経常利益は
553,960千円（同60.1%増）、当期純利益は375,898千円（同53.4%増）とな
りました。

当社は、引き続き一次住宅取得者層を顧客対象に、高品質で低価格な分譲
住宅の販売に力を注ぐと共に、注文住宅において「オーダーメイドの家」の
提供をより充実させてまいります。品質の更なる向上と地域に密着した需
要に応えることで、既存の営業エリアの深耕及び拡充するエリアにおける企
業認知度の向上に努めてまいります。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

(分譲住宅事業)

分譲住宅事業につきましては、事業用地仕入れが増加したほか、販売面においても概ね順調に推移し戸建分譲住宅の販売（引渡し）は156棟（うち土地分譲の物件が6件）となりました。これらにより、当事業年度における分譲住宅事業の売上高は6,320,688千円、売上総利益は1,099,501千円となりました。

(注文住宅事業)

注文住宅事業につきましては、東京都渋谷区渋谷に3店舗目となるショールームを開設し、営業環境を強化してまいりました。これらにより、当事業年度における引渡完了物件が34棟となったことから、売上高は694,120千円、売上総利益は111,566千円となりました。

(その他事業)

その他事業につきましては、既存顧客によるリフォームや少額工事等により、売上高は10,009千円、売上総利益は3,985千円となりました。

セグメントの名称	件数	(前期比)	売上高(千円)	(前期比)
分譲住宅事業	156	(25棟増)	6,320,688	(33.3%増)
	[6]	[2件増]	[814,989]	[186.8%増]
注文住宅事業	34	(12棟増)	694,120	(83.9%増)
その他事業	1	(1件増)	10,009	(37.9%増)
合計	191	(38件増)	7,024,818	(37.0%増)

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. [] は、土地分譲に係る内数であります。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施しました当社の設備投資の総額は20,038千円であり、その主な内訳は、2店舗新設及び既存店舗改修に伴う建物附属設備6,962千円、工具、器具及び備品6,305千円、車両の取得等車両運搬具6,769千円であります。

また、当事業年度において実施した重要な資産の除却及び売却は車両運搬具4,761千円であります。

③ 資金調達の状況

当社は、平成28年12月22日に東京証券取引所マザーズ市場への株式上場に伴い、公募増資により65,000株の新株式を発行し、136,344千円の資金調達を行うと共に、第三者割当増資（オーバーアロットメント）により35,000株の新株式を発行し、73,416千円の資金調達を行いました。

また、平成28年12月30日に第4回無担保社債を発行し、100,000千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 15 期 (平成26年3月期)	第 16 期 (平成27年3月期)	第 17 期 (平成28年3月期)	第 18 期 (当事業年度) (平成29年3月期)
売 上 高 (千円)	4,079,600	4,234,507	5,127,407	7,024,818
経 常 利 益 (千円)	410,785	178,512	345,901	553,960
当 期 純 利 益 (千円)	255,161	116,975	245,095	375,898
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	255,161.92	129.97	272.33	406.59
総 資 産 (千円)	2,481,583	2,765,011	3,006,250	3,400,155
純 資 産 (千円)	1,185,829	1,302,804	1,547,900	2,118,145
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	1,185,829.25	1,447.56	1,719.89	2,118.20

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 当社は、平成28年9月30日付で普通株式1株につき900株の株式分割を行っております。第16期の期初に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ 親会社等との間の取引に関する事項

イ. 親会社等との間の取引をするに当たり当該取引が当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社等である当社代表取締役奥本健二より銀行借入れに対する債務保証を受けていることに関して、親会社等に対して保証料の支払いを行っていないことを確認いたしました。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、親会社等である当社代表取締役奥本健二との取引に関して、当社から親会社等へ保証料の支払いを行っていないことから、当社取締役会としては当該取引は当社の利益を害さないものと判断しております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

<会社の経営の経営方針>

当社は、当社の経営の特徴である、高い生産性、効率性、財務健全性を維持し、分譲住宅事業、注文住宅事業共に、第一次住宅購入層のお客様を中心に、高品質で安全性の約束されたローコスト住宅の提供をメインテーマに、次のような経営理念をもって事業活動を行っております。

<会社の経営理念>

1. 建物創りを通して、志を持って事業にあたる
2. 時に合わせて柔軟に変化する能力を養いスピーディな営業を目指す
3. 社内の強調と協働により一人あたりの生産性において地域においての業界ナンバーワンを目指す
4. お客様に、安心と安全を備えた、低価格で高品質な住宅を提供する

当社の対処すべき課題については、一次取得者を主要な顧客層としてリーズナブルな価格かつ良質な新築戸建住宅を提供するだけでなく、事業用不動産の仕入れからアフターサービスまでをワンストップとすることにより、高い顧客満足度の獲得をとおして地域社会の貢献に努め、如いては中長期的に更なる収益力向上を図る観点から、次の事項を重点施策として取組む必要があると判断しております。

① 事業エリア施策

当社は、神奈川県横浜市及び川崎市並びに東京都内城南地区を中心に狭小三層構造の新築戸建住宅の分譲事業を主軸として注文住宅事業へ展開を行っておりますが、この地域は住宅取得希望者の人気が高い地域であることから、既存店の規模拡充により営業基盤を固め周辺地域へ延伸を図ってまいります。これに並行して事業領域の充実及び関西圏域における事業展開を進めてまいります。

② 事業用地仕入施策

当社の主要事業である新築戸建住宅の分譲事業を推進するうえで、事業用地の取得が不可欠であります。これまで大手不動産仲介会社や地場の不動産会社を通じた仕入を行っておりますが、今後も仕入先との一層の関係強化と仕入ルートの多元化により、当社が企図する立地条件の事業用地を適正価格によって安定的な確保を図ってまいります。

③ 原価低減施策

原材料費や外注費の上昇については、設計・施工・技術基準の見直しやスケール・メリットを活かしたコスト低減及び標準工期の順守並びに完成在庫期間の短縮化を図ることにより、品質を維持しながら収益の確保向上に努めてまいります。

④ 事業領域の拡充施策

当社は、主要事業である新築戸建住宅の分譲事業のほか、注文住宅事業が成長軌道に乗りつつあると考えておりますが、中長期的には主たる事業のひとつに成長させるべく強化に取り組んでおります。また、今後も更なる収益基盤を拡充すべく、既存の戸建住宅やマンションのリユース領域におけるリノベーション・リフォームの分野で多角化に取り組んでまいります。

⑤ 資金調達施策

当社の資金調達は、事業用地等の取得に係るプロジェクト資金が主たる使途であり、この資金調達を機動的かつ安定的に行う必要があります。今後の事業拡大のため在庫管理と財務管理の一層の徹底に努めてまいります。

⑥ 人材施策

当社は、引き続き持続的な成長を目指すに当たり、事業用地の仕入を担当する企画営業職や新規出店エリアにおける建築士・施工技術者の確保等の体制整備を適宜適切に図ることが、地域に密着した事業活動を支え経営基盤を強固なものとし得ると認識しております。このため、今後も継続して既存店舗の規模を拡充し、事業エリアを拡大していくためには、その責任者の確保が必要不可欠であり、業容を拡大するうえで人的リソースによる寄与度が高いことから不動産・住宅事業に知見の豊かな人材の中途採用並びに中堅に位置する人材の育成を重要な施策として取り組んでまいります。

⑦ コーポレート・ガバナンス施策

当社は、企業の継続的発展を図るために、コーポレート・ガバナンスを強化していく必要があると認識しております。その一環として、当社の定める内部統制基本方針の遵守及びコンプライアンス最優先の企業経営に努めてまいります。また当社はコーポレート・ガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

(5) 主要な事業内容 (平成29年3月31日現在)

事業区分	事業内容
分譲住宅事業	神奈川県横浜市及び川崎市並びに東京都内城南地区を中心とした新築戸建住宅の企画・開発と販売
注文住宅事業	神奈川県横浜市及び川崎市並びに東京都内城南地区を中心とした新築戸建住宅の建築請負

(6) 主要な営業所及び工場 (平成29年3月31日現在)

本社	横浜市港北区
営業所	横浜店：横浜市西区、大倉山店：横浜市港北区、渋谷店：東京都渋谷区

(7) 使用人の状況 (平成29年3月31日現在)

同一の従業員が各セグメントに従事しているため、事業部門別の従業員を示すと次のとおりであります。

事業区分	使用人数	前事業年度末比増減
営業部門	21名	8名増
設計部門	6	1名増
施工部門	10	2名増
全社（共通）	9	1名増
合計	46	12名増

- (注) 1. 従業員数の増加は、業容拡大及び一層の体制強化を図るためのものであります。
2. 従業員数は、就業人員であり、臨時従業員を含んでおりません。また、期末退職者を除いております。
3. 全社（共通）として記載されている従業員は、管理部門に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (平成29年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社三菱東京UFJ銀行	200,000千円
株式会社三井住友銀行	185,000
川崎信用金庫	65,000
株式会社みずほ銀行	30,000
横浜信用金庫	20,000

(注) 1. 借入金残高は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 借入先が有する当社の株式はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、平成28年12月22日付をもちまして、東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。

2. 株式の状況（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 3,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,000,000株（自己株式26株を含む）
- (3) 株主数 656名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
奥本健二	700,000株	70.00%
フォーライフ従業員持株会	24,100	2.41
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	16,500	1.65
花田康博	14,400	1.44
野村信託銀行株式会社（投信口）	12,600	1.26
日本証券金融株式会社	11,300	1.13
株式会社SBI証券	9,900	0.99
平田由世	8,000	0.80
宮下尚憲	6,400	0.64
小久保直也	5,000	0.50

(注) 1. 持株比率は、自己株式（26株）を控除して計算しております。

- 2. 平成28年9月30日付で普通株式1株につき900株の割合で株式分割を行い、同日に単元株制度を導入し単元株式数を100株といたしました。また、平成28年10月3日開催の臨時株主総会において、前記株式の分割の効力の発生を条件として発行可能株式総数を1万株から360万株に変更しております。これにより発行済株式数が899,000株増加しております。
- 3. 平成28年12月21日付の公募増資により発行済株式数が65,000株増加しております。
- 4. 平成29年1月23日付の第三者割当による新株発行により発行済株式数が35,000株増加しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	奥 本 健 二	
取 締 役	中 村 仁	
取 締 役	高 橋 効 志	
取 締 役	馬 場 俊 郎	
取 締 役	米 田 康 三	株式会社タカギ社外取締役 アネスト岩田株式会社社外取締役 スリーフィールズ合同会社代表社員
常 勤 監 査 役	富 澤 廣	
監 査 役	細 川 順 弘	太田仁男税理士事務所従業員
監 査 役	田 中 眞 知 子	有限会社横浜リーガルオフィス取締役
監 査 役	武 田 茂	

- (注) 1. 取締役の米田康三氏は、社外取締役であります。
2. 監査役の富澤廣氏、細川順弘氏、田中眞知子氏及び武田茂氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役の富澤廣氏は、金融機関における長年の経験を持ち、金融、企業経営における豊かな経験と高い見識があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役の細川順弘氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役の武田茂氏は、事業法人の審査・内部監査等の責任者を務め、財務及び経理に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、米田康三氏、富澤廣氏、細川順弘氏、田中眞知子氏及び武田茂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	5名 (1名)	92,000千円 (2,000千円)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	4名 (4名)	5,330千円 (5,330千円)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	9名 (5名)	97,330千円 (7,330千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。
2. 当社は、平成28年6月28日開催の第17回定時株主総会決議により、取締役の報酬限度額は年額2億円以内、監査役の報酬限度額は年額1千万円以内となっております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役の米田康三氏は、株式会社タカギ及びアネスト岩田株式会社の社外取締役、並びにスリーフィールズ合同会社の代表社員を兼任しておりますが、当社及びその関係会社と各兼職先との間に人的関係、資金的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。
- ・ 監査役の細川順弘氏は、太田仁男税理士事務所の従業員であります。当社は同税理士事務所と税務顧問契約を締結しておりますが、同氏は当社に関わる業務に関与しておりません。
- ・ 監査役の田中眞知子氏は、当社が登記関連業務を委託している司法書士事務所の代表者であります。同氏は当社に関わる当該業務に関与しておりません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 米田 康三	平成28年11月11日取締役就任以降に開催された取締役会8回の全てに出席し、事業法人の社長としての豊富な経験・実績・見識を踏まえ、必要に応じ適宜発言を行っております。
監査役 富澤 廣	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席、また、監査役会11回のうち全てに出席し、主に業務執行や会計及び内部監査等に関し、専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 細川 順弘	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席、また、監査役会11回のうち全てに出席し、主に財務・会計等に関し、税理士の専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 田中 眞知子	平成28年6月28日監査役就任以降に開催された取締役会16回の全てに出席、また、監査役会11回のうち全てに出席し、主に企業法務に関し、司法書士の専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 武田 茂	平成28年11月11日監査役就任以降に開催された取締役会8回の全てに出席、また、監査役会5回のうち全てに出席し、事業法人の取締役及び監査役としての豊富な経験・実績・見識を踏まえ、必要に応じ適宜発言を行っております。

(注) 1. 平成28年6月28日開催の定時株主総会の決議により、監査役会設置会社となりました。

2. 平成28年6月28日開催の定時株主総会の決議により監査役会設置会社となるまでに、富澤廣氏及び細川順弘氏の2名で監査役協議会を3回開催しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	10,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,251千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び、報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

コンフォートレター作成業務

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

当社は、事業環境の変化に対応した迅速な意思決定を重視し、経営の効率性を高めると共に、継続的な事業発展、持続的な企業価値の向上に資するようコーポレート・ガバナンスの充実に取組むと共に、ステークホルダーに公正な経営情報の開示及びその適正性を確保してまいります。また、内部統制システムを整備・運用し経営の健全性、透明性の確保並びにコンプライアンスの徹底に努めてまいります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

当社は、取締役会で次のとおり「内部統制システム構築の基本方針」について決議し、全社的な統制環境の一層の整備と統制活動の円滑な推進に努めております。

① 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は会社の業務執行状況を取締役会規程に則り取締役会に報告すると共に、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督することとしております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書取扱いに係る規定に基づき作成・保存することとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会はリスク管理に係る規程を制定すると共に、組織横断的リスクを管理しております。各部門所管業務に付随するリスク管理は各部門の担当役員が行うこととしております。

各部門の担当役員は、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び関係諸法令に係るリスクについて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うこととしております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、経営目標・予算を策定し、代表取締役社長以下取締役はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行うこととしております。

代表取締役社長は、取締役会規程に則り取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うこととしております。

⑤ 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

従業員がとるべき行動の規範を示した「企業規範」を制定し、従業員が法令・定款等を遵守することを徹底しております。

⑥ 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

現在、当社は関係会社を有しておりませんが、今後、該当した場合は、企業集団における業務の適正を確保するべく関係会社の管理に係る規程を制定し、それに基づく体制としております。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を指名することができるものとしております。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性に関する事項

監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとしております。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告及び以下の必要な情報提供を行うこととしております。

- ・ 重要な社内会議で決議された事項
- ・ 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- ・ 毎月の経営状況として重要な事項
- ・ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
- ・ 重大な法令・定款違反
- ・ 重要な会計方針、会計基準及びその変更

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行い監査役は必要に応じて、重要な社内会議に出席することができることとなっております。

監査役は内部監査部門、会計監査人と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行うと共に、必要に応じて会計監査人に報告を求めることとなっております。

⑪ 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については謝絶することを基本方針とし、これを社内規程において明文化しております。また、取引先が反社会的勢力と関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には速やかに取引を解消いたします。

経営管理部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積を行うこととしております。また、役員及び従業員が基本方針を遵守するよう教育体制を構築すると共に、反社会的勢力による被害を防止するための対応方針を整備し周知を図ります。

反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し有事の際の協力体制を構築することといたします。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ① コンプライアンス委員会を3か月に1度定期開催し、法令や条例の改正に合わせて社内規程の見直しの検討を行ったほか、事業継続計画を審議・制定する等リスク管理体制について協議しております。
- ② 取締役会を19回開催し、各取締役（社外取締役については平成28年11月11日に就任して以降開催された取締役会）は、法令または定款に定められた事項や経営上重要な事項について審議を行うと共に、取締役の職務執行の監督を行っております。
- ③ 監査役会を11回開催し、社外監査役を含む各監査役は、監査方針及び監査計画に基づき取締役の業務の適正性について監査を行っております。また、取締役会、コンプライアンス委員会への出席、会計監査人・代表取締役・内部監査室と定期的に会合を行い、情報交換を行っております。
- ④ 内部監査室は、年度計画に基づいて全部門を対象に内部監査を実施し、内部統制の運用状況について監査いたしました。監査結果は代表取締役及び監査役に報告しております。また、監査法人及び監査役と意見交換や監査状況の報告をする等、三様監査を実施しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,139,878	流動負債	1,136,580
現金及び預金	1,099,045	買掛金	220,134
販売用不動産	401,354	短期借入金	500,000
仕掛販売用不動産	1,468,843	1年内償還予定の債 社	60,000
未成工事支出金	103,081	1年内返済予定の債 長期借入金	18,000
前渡金	29,877	リース債務	1,780
前払費用	20,469	未払金	33,757
繰延税金資産	17,146	未払法人税等	119,269
その他	59	前受金	109,922
固定資産	260,277	預り金	4,841
有形固定資産	228,120	賞与引当金	44,664
建物	90,458	その他	24,210
車両運搬具	25,608	固定負債	145,429
工具、器具及び備品	18,043	社債	140,000
土地	134,958	リース債務	4,390
減価償却累計額	△40,947	退職給付引当金	1,038
無形固定資産	9,156	負債合計	1,282,010
ソフトウェア	9,156	(純資産の部)	
投資その他の資産	23,000	株主資本	2,118,145
長期前払費用	2,228	資本金	154,880
繰延税金資産	2,345	資本剰余金	104,880
その他	18,427	資本準備金	104,880
		利益剰余金	1,858,499
		利益準備金	1,530
		その他利益剰余金	1,856,969
		繰越利益剰余金	1,856,969
		自己株式	△114
		純資産合計	2,118,145
資産合計	3,400,155	負債純資産合計	3,400,155

(注) 記載金額は千円未満を切捨て表示しております。

損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		7,024,818
売 上 原 価		5,809,764
売 上 総 利 益		1,215,053
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		638,622
営 業 利 益		576,431
営 業 外 収 益		
解 約 手 付 金 収 入	1,000	
為 替 差 益	1,514	
そ の 他	1,022	3,537
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	9,191	
株 式 交 付 費	3,535	
株 式 公 開 費 用	9,680	
そ の 他	3,600	26,008
経 常 利 益		553,960
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	9	9
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	121	121
税 引 前 当 期 純 利 益		553,848
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	171,715	
法 人 税 等 調 整 額	6,235	177,950
当 期 純 利 益		375,898

(注) 記載金額は千円未満を切捨て表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本						自己株式	株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	50,000	-	-	-	1,497,900	1,497,900	-	1,547,900
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	104,880	104,880	104,880					209,760
剰 余 金 の 配 当					△15,300	△15,300		△15,300
利 益 準 備 金 の 積 立				1,530	△1,530		-	
当 期 純 利 益					375,898	375,898		375,898
自 己 株 式 の 取 得							△114	△114
当 期 変 動 額 合 計	104,880	104,880	104,880	1,530	359,068	360,598	△114	570,244
当 期 末 残 高	154,880	104,880	104,880	1,530	1,856,969	1,858,499	△114	2,118,145

項 目	純資産合計
当 期 首 残 高	1,547,900
当 期 変 動 額	
新 株 の 発 行	209,760
剰 余 金 の 配 当	△15,300
利 益 準 備 金 の 積 立	-
当 期 純 利 益	375,898
自 己 株 式 の 取 得	△114
当 期 変 動 額 合 計	570,244
当 期 末 残 高	2,118,145

(注) 記載金額は千円未満を切捨て表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産、仕掛販売用不動産、未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～50年

車両運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 3～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用目的のソフトウェアは、社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

均等償却をしております。

(3) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額（簡便法）に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計算基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事（工期がごく短期間のもの等を除く）については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）をその他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税等については費用処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

販売用不動産	290,104千円
仕掛販売用不動産	489,249千円
計	779,353千円

② 担保に係る債務

短期借入金	500,000千円
計	500,000千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	1,000	999,000	—	1,000,000

- (注) 1. 平成28年9月12日開催の取締役会決議に基づき、平成28年9月30日において普通株式1株につき900株の割合で株式分割を行い、同日に単元株制度を導入し単元株式数を100株といたしました。また、平成28年10月3日開催の臨時株主総会において、前記株式の分割の効力の発生を条件として発行可能株式総数を1万株から360万株に変更しております。これにより発行済株式数が899,000株増加しております。
2. 平成28年12月21日付の公募増資により発行済株式数が65,000株増加しております。
3. 平成29年1月23日付の第三者割当による新株発行により発行済株式数が35,000株増加しております。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	—	26	—	26

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取り26株による増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年9月12日 取締役会	普通株式	15,300	17	平成28年9月30日	平成28年12月1日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月27日 定時株主総会	普通株式	59,998	60	平成29年3月31日	平成29年6月28日

(注) 上記配当は、本株主総会の決議事項となっております。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	13,519千円
繰延消費税	1,194千円
未払事業税	3,627千円
その他	1,150千円
繰延税金資産合計	19,492千円
繰延税金資産の純額	19,492千円

外形標準課税の適用及び法人税等税率の変更に伴う実効税率の変更

上場の際に行われた公募増資の結果、当事業年度において資本金が増加したことに伴い、外形標準課税が適用されることになりました。

また、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。

これらに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の34.25%から平成28年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.27%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.04%に変更されております。

この税率変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金に限定し、また、資金調達については、分譲用地の仕入資金を始めとする事業活動に必要な資金を、主に銀行からの短期借入により調達しております。なお、設備投資等の理由により長期的な資金が必要となる際には、資金計画等を十分に検討し、適切な手段を用いて資金調達を行うこととしております。

デリバティブ取引については、将来の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びに管理体制

営業債務である買掛金については、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。これらは決済時において流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）にさらされているため、経営管理部が適時に資金計画を作成し、管理を行っております。

短期借入金については、主に分譲用地の仕入資金に対する資金調達であります。これらは返済又は利息の支払期日において流動性リスクにさらされているため、経営管理部が適時に資金計画を作成し、管理を行っております。また、借入金のうち変動金利によるものは、金利の変動リスクにさらされているため、月次単位で報告資料を作成し、調達金利の動向を把握することによって管理を行っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,099,045	1,099,045	—
資産合計	1,099,045	1,099,045	—
(1) 買掛金	220,134	220,134	—
(2) 短期借入金	500,000	500,000	—
(3) 未払法人税等	119,269	119,269	—
(4) 社債(1年内償還予定の社債を含む)	200,000	199,764	△235
(5) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	18,000	17,595	△404
(6) リース債務(1年内返済予定のリース債務を含む)	6,171	6,127	△43
負債合計	1,063,574	1,062,891	△683

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。

負 債

- (1) 買掛金 (2) 短期借入金 (3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。

- (4) 社債 (5) 長期借入金 (6) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
役員	奥本健二	70.00%	債務被保証	銀行借入に対する債務被保証(注1)	18,000	—	—
役員	中村仁	0.45%	建築の請負	建築請負工事の受託(注2)	24,300	—	—

(注) 1. 銀行借入に対して債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

(注) 2. 建物建築工事の請負価格については、当社の平均的な原価率を勘案して交渉のうえ決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額 2,118円20銭

(2) 1株当たりの当期純利益 406円59銭

(注) 当社は、平成28年9月12日開催の取締役会の決議に基づき、平成28年9月30日付で普通株式1株につき900株の株式分割を行っております。当該株式分割については、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益金額を算定しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月12日

フォーライフ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 芝 田 雅 也 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 井 勇 治 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 津 村 陽 介 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フォーライフ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年 5月15日

フォーライフ株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 富 澤 廣 ㊟
(社 外 監 査 役)

監 査 役 細 川 順 弘 ㊟
(社 外 監 査 役)

監 査 役 田 中 眞 知 子 ㊟
(社 外 監 査 役)

監 査 役 武 田 茂 ㊟
(社 外 監 査 役)

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元は、継続的な企業価値の増大を通じて実施して行くことを基本としております。配当金については、業績の動向、財務状況並びに今後の事業展開等を総合的に勘案し決定してまいります。具体的には、配当性向20%を配当額の目途としております。

なお、内部留保金につきましては、成長力の維持及び競争力強化等企業価値向上に資する様々な投資に活用する方針です。

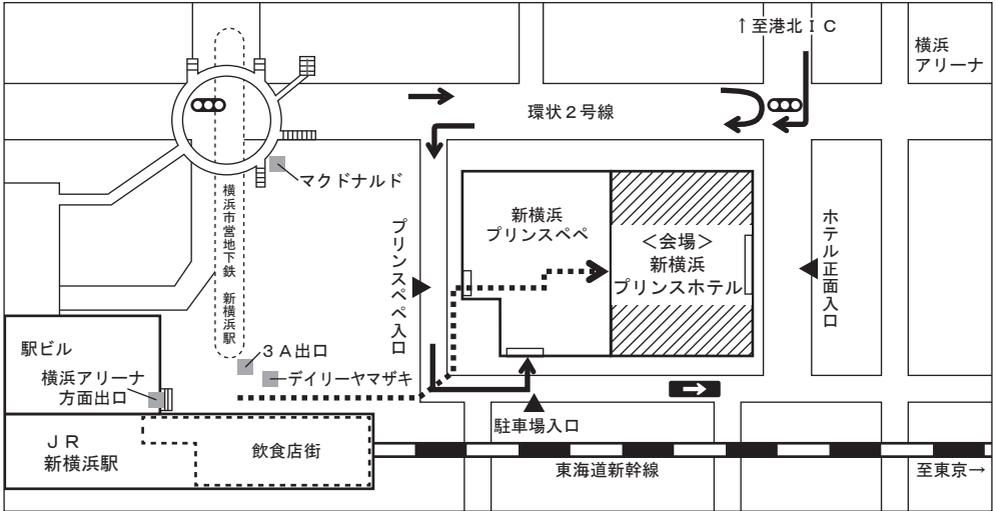
期末配当につきましては、当事業年度の業績を考慮し、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金60円
総額59,998,440円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月28日といたします。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：横浜市港北区新横浜三丁目4番地
新横浜プリンスホテル 4階 尾上（おのえ）の間
TEL 045-471-1111（代）



→ 車ルート

--- 徒歩ルート

J R新横浜駅の横浜アリーナ方面出口（横浜市営地下鉄をご利用の場合は3 A出口）を出てデイリーヤマザキと飲食店街の間をお進みください。横断歩道を渡り左折すると、右手側にプリンスペペ入口がございます。プリンスペペ内をお進みいただき、ホテル内エスカレーターで4階までお越しくください。

<交通>

車／第三京浜道路港北ICより5分

電車／J R横浜線、東海道新幹線 新横浜駅 横浜アリーナ方面出口より徒歩約2分

横浜市営地下鉄ブルーライン 新横浜駅 3 A出口より徒歩約2分